

# In depth

## A look at current financial reporting issues

pwc

No. US2014-07  
September 23, 2014

### 継続企業の前提

### FASB が継続企業の前提の評価および開示に関する 経営者の責任を定義

#### 目次

背景 .....	1
主な規定 .....	2
開示の閾値・重要な疑義 .....	2
経営者の対応策の検討 .....	4
要求される開示 .....	6
次のステップ .....	7
付録 A: 判断のための フローチャート .....	8
付録 B: 適用例 .....	9

#### 要点

米国財務会計基準審議会 (FASB) は、2014 年 8 月 27 日、新しい基準である 会計基準アップデート No.2014-15「継続企業として存続する能力に関する不確実性の開示」を公表しました。この新基準は、経営者に対して、企業の継続企業としての存続能力を評価し、特定の状況下においては関連する注記による開示を提供することを求めています。この新基準が公表される以前の米国会計基準 (US GAAP) には、継続企業の前提に関して最低限のガイダンスしかありませんでした。新基準の下では、財務諸表の発行日から 1 年以内に継続企業としての存続能力に重要な疑義が生じている場合には開示が要求されます。新基準は、すべての企業に対して 2016 年 12 月 15 日より後に終了する事業年度ならびに以降の事業年度および期中報告期間に適用されます。

#### 背景

.1 US GAAP に準拠した財務報告は、清算が間近に迫るまで報告企業が継続企業として事業を継続することを前提に作成されます<sup>1</sup>。これは一般に、継続企業ベースの会計処理と呼ばれています。

.2 企業は、事業を継続する能力に不確実性を生じさせるような状況 (例: 経常的な営業損失の発生) に直面した場合、財務諸表を修正し、関連する開示 (例: 資産の減損損失の開示) を行う必要が生じる可能性があります。しかしながら、継続企業の前提に重大な不確実性が存在する場合でも、財務諸表は引き続き継続企業を前提とした会計処理に基づき作成されることとなります。通常、継続企業の前提の不確実性がいかに重大であっても会計処理は変更されませんが、原因となっている状況や経営者の対応策について投資家の注意を喚起するため、開示が適切となる場合があります。

.3 今日の財務報告において、継続企業の前提の不確実性に関する開示は一般的ですが、新基準公表以前の US GAAP では、経営者がそうした開示を開始すべき時期 (すなわち、不確実性がどの程度重大であれば開示が必要になるか) や、どのような情報を開示すべきかについてのガイダンスはほとんどありませんでした。経営者向けのガイダンスの不足は実務に多様性をもたらしました。新基準は、経営者に対し、継続企業の前提の評価および開示に関する明確なガイダンスを提供しています。

<sup>1</sup> 企業の清算が間近に迫っている場合、財務諸表は継続企業ベースの会計処理ではなく、ASC 205-30「財務諸表の表示—清算ベース会計」に準拠した清算ベースの会計処理に基づいて作成しなければなりません。

.4 現在、米国の監査基準および連邦証券法は、監査人に対して企業の継続企業としての存続能力を評価することを要求しており、また監査基準は、監査人に対して経営者の注記による開示を検討することを要求しています。

.5 新基準は、以下のとおり、現行の監査基準の原則の一部を取り入れ、それらを基礎に作成されています。

- **事業年度および期中報告期間ごとの評価を要求。**通常、監査は毎年実施されます。したがって監査基準は期中報告期間には適用されません。
- **重要な疑義を定義。**監査基準は、重要な疑義を明示的に定義していません。
- **評価期間を財務諸表の発行日から1年に設定。**監査基準は評価期間を貸借対照表日から1年とし、より短い期間を設定しています。
- **経営者の対応策により当初に識別された重要な疑義が低減されている場合であっても開示を要求。**監査基準は、監査人はこのような状況において開示の十分性を考慮しなければならないとしていますが、具体的な開示要求事項はありません。

## 主な規定

### 開示の閾値：重要な疑義

.6 新基準の下では、企業の継続企業としての存続能力に重要な疑義が発生すると、注記による開示が必要になります。経営者は、事業年度および期中期間ごとに、財務諸表の発行日から1年以内に重要な疑義が引き起こされる状況があるか否かを評価しなければならず、そのような状況がある場合には関連する開示を行わなければなりません。FASB は、現行実務における解釈の多様性を低減するため、監査基準における重要な疑義の概念を取り入れ、この新基準でも重要な疑義を定義しました。

.7 この評価は、期中期間を含む報告期間ごとに行うことが要求されています。したがって、期中財務報告を要求される SEC 登録企業は、継続企業の前提の不確実性を四半期ごとに評価する必要があります。非公開企業は毎年、あるいは非公開企業が US GAAP に基づいて作成した期中財務諸表を発行する場合にはそれよりも高い頻度で、継続企業の前提の不確実性を評価しなければなりません。

#### PwC の見解

企業は、リスク評価、必要な分析レベルの決定、および継続企業の前提の評価の実施のためのプロセスおよび統制を導入する(または、既存のプロセスや統制を公式なものとする)必要があります。企業は、リスク評価や予測に用いられている既存のプロセスや統制を活用することもできるかもしれません。

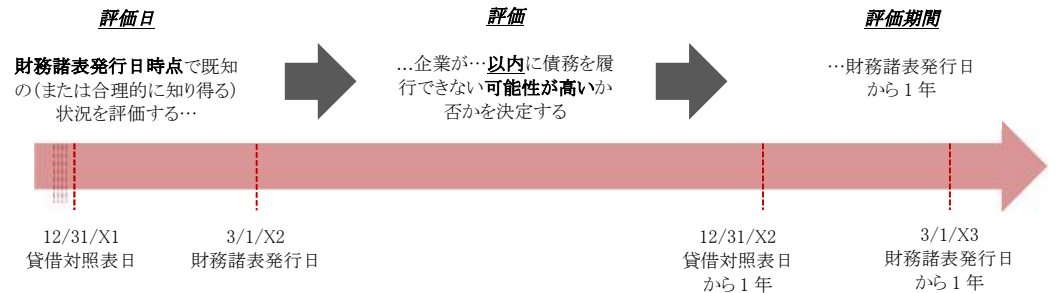
.8 新基準は、重要な疑義を引き起こす状況は、通常、債務の期日到来時の企業の債務履行能力に関連するとしています。また新基準は、主に発生可能性に基づく重要な疑義の定義も提供しています。状況および事象を総合的に考慮して、企業が財務諸表の発行日後 1 年以内の債務の期日到来時に当該債務を履行できない可能性が高いことを示す場合には重要な疑義が存在します<sup>2</sup>。「可能性が高い(probable)」の閾値は、「将来の事象が発生する可能性が高い」と定義されており、これは、現行の US GAAP が偶発損失について用いている「可能性が高い(probable)」という用語と整合しています。

#### PwC の見解

FASB はその審議において、「可能性が高い(probable)」は、当初提案されていた「発生しない可能性より発生する可能性が高い(more-likely-than-not)」の閾値よりも高い発生可能性を表すことを明確にしました。FASB の公開会議の議論では、米国の実務において偶発損失に関する「可能性が高い(probable)」の一般的な解釈を説明する際に、約 70%から 80%の範囲の発生可能性を根拠としました。しかし、この評価は、数式に基づく発生可能性の計算に依拠することを意図したものではありません。経営者は、すべての関連する定性的情報および定量的情報を検討し、判断を用いなければなりません。

.9 経営者の評価は、貸借対照表日ではなく財務諸表の発行日時時点で、「既知および合理的に知り得る (known and reasonably knowable)」関連する状況に基づき行わなければなりません。これは、評価において企業は財務諸表発行前に入手可能な最新の情報を検討しなければならないことを意味し、貸借対照表日後の関連するすべての後発事象を検討することを要求しています。「合理的に知り得る (reasonably knowable)」という用語は、企業は容易には知り得ないものの過度の費用と労力をかけずに識別できる状況を特定するために合理的な努力を行わなければならないことを強調するために導入されました。

図: 評価期間<sup>3</sup>



.10 重要な疑義の定義は、主に発生可能性に基づいています。しかし新基準は、評価において定量的情報と定性的情報の両方を考慮しなければならないとしています。経営者は、特に、財務諸表の発行日現在の以下の状況に関する情報を考慮しなければなりません。

- **企業の現在の財務状況:**流動性に係る現在の資源(例:利用可能な現金または利用可能な信用枠)を含む
- **条件付および無条件の債務:**翌年度中に期日が到来する、または期日の到来が予想されるもの(財務諸表で認識されているか否かは問わない)
- **事業の継続に必要な資金:**企業の現在の財務状況、債務、および翌年度のその他の予想キャッシュ・フローを考慮したもの
- **その他の状況:**(上記を併せて検討した場合に)企業が翌年度の債務履行能力に不利な影響を及ぼす可能性のあるもの。例えば、
  - マイナスの財務トレンド(例:経常的な営業損失、運転資本の不足、または営業活動によるマイナスのキャッシュ・フロー)
  - 財政難を示すその他の兆候(例:債務不履行、供給業者による取引信用の拒否、債務の再編成または新たな負債の必要性、法定の自己資本規制の不遵守、または重要な資産の処分の必要性)
  - 企業内部の問題(例:労務問題、プロジェクトの成功への相当程度の依存、非経済的な長期コミットメント、または事業の大幅見直しの必要性)
  - 企業外部の問題(例:重大な訴訟、主要顧客、フランチャイズ、ライセンス、特許、供給業者の喪失、または付保していない自然災害)

<sup>2</sup> SEC 登録会社でない企業において、評価期間は、財務諸表の発行が可能となる日から1年です(ASC 855「後発事象」で定義)。

<sup>3</sup> 当資料は FASB の 2014 年 5 月 7 日会議資料の付録 A から転載しています。当資料に含まれる FASB の資料(著作権: Financial Accounting Foundation, 401 Merritt 7, Norwalk, CT 06856)は許可を得て転載しています。

.11 企業の債務履行能力の評価は本質的に判断を伴うものです。本基準は、企業は関連する状況を総合的に評価し、評価期間内における企業の債務履行能力に与える潜在的影響の発生可能性と程度を比較検討しなければならないとしています。

#### PwC の見解

FASB は、経営者の評価に必要な分析のレベルは、企業固有の事実および状況によって異なることを認めています。PwC は、企業がこれまでに採算性のある事業、プラスのキャッシュ・フロー、および相当量の流動性を有し、他に重大な不利な状況が存在しない場合には、通常、詳細な分析を行う必要はないと考えています。

財政的に健全でない企業については、十分な分析が必要になります。これは例えば、外的要因（景気後退等）または企業の債務履行能力をリスクに晒す可能性のある既知の事象（借換えが必要になる債務の支払期日の到来等）が考えられます。一部の状況では、企業が翌年度中に債務を履行可能か否かを適切に評価するため、詳細な予測財務情報（例：予測キャッシュ・フローや借入契約条項の計算表）を作成しなければならない場合もあるでしょう。

#### 経営者の対応策の検討

.12 当初の評価において重要な疑義を引き起こす状況がある場合、本基準は、経営者に対し、経営者の対応策およびその対応策によって緩和される影響について検討することを要求しています。この検討を行う際には、経営者は、不利な状況を緩和するための対応策を実施した場合に重要な疑義が低減されかどうかを評価しなければなりません。当初に識別した重要な疑義が低減されるかどうかにより、要求される開示の内容が決まります。

.13 新基準は、経営者の対応策によって緩和される影響の評価に際して、企業が信用できるハードルを高く設定しています。財務諸表の発行日現在で入手可能な情報が以下の両方を示す範囲でのみ、経営者の対応策について検討しなければなりません。

- 対応策は評価期間内に有効に実施される可能性が高い。
- 経営者の対応策が実施された場合には、評価期間内に重要な疑義を引き起こす状況を緩和させる可能性が高い。

.14 経営者は、経営者の対応策の有効な実施について評価する場合には、企業固有の事実および状況を踏まえた上でこの対応策の実施可能性を評価する必要があります。この評価においては、対応策を成功裡に実施する経営者の能力が重要です。通常、経営者の対応策が有効に実施されている可能性が高いとみなされるためには、本基準は、経営者（または取締役会等の適切な権限を有する他の機関）が財務諸表の発行日前に対応策の承認を済ませていなければならないとしています。

.15 経営者は、経営者の対応策（有効に実施される可能性の高い対応策）によって重要な疑義を引き起こす状況が緩和される可能性が高いかどうかを決定するため、当該対応策を詳細に評価しなければなりません。この評価において、経営者は、これらの対応策により緩和を意図している関連する状況または事象の規模および時期（例えば、予定される債務返済に必要な追加現金の金額および時期）について、これらの対応策による緩和効果が期待される規模と時期（例：予定されている建物の売却から得られる収益の金額と時期）を検討する必要があります。

.16 経営者が、その対応策により当初に識別した重要な疑義が低減されると結論付ける場合、本基準は、その原因となっている状況および経営者の対応策に関して、いくつかの開示を要求しています。しかし、このような開示は、重要な疑義が存在することを示すものではありません。本基準は、経営者の対応策にもかかわらず重要な疑義が存続する場合にのみ、企業の継続企業としての存続能力に重要な疑義が存在することを示す明確な記載を要求しています。

.17 本基準は、経営者が重要な疑義を引き起こす状況を緩和するために実施する対応策の例を提供し、さらに、経営者がその実施可能性を評価する際に考慮すべき情報の種類を識別しています。ただし、これらは包括的な例となることを意図したものではありません。

- **資産または事業の処分計画:** 処分に係る制限を考慮する(処分を制限する契約条項、資産に付帯する抵当権等)。さらに、資産の市場性も考慮する。
- **資金の借入または債務のリストラチャリング計画:** 新規または既存の債務、既存の保証契約、および、劣後条項の利用可能性および契約条件を考慮する。
- **支出の削減または延期の計画:** 間接費または支出を減少させる、調査またはメンテナンスを延期する、購入ではなくリースにする等の対応策の実現可能性を考慮する。
- **所有者持分の増加計画:** 関連会社またはその他の投資者からの追加の資本調達、または現在の配当金の減額の取決めの実現可能性を考慮する。

.18 また本基準は、清算が生じる可能性が高い場合であっても、当該評価では会社を清算する対応策によりもたらされる緩和効果(例:事業清算による現金注入)を考慮すべきでないことも明確にしています。

#### PwC の見解

経営者の対応策の検討は、重要な判断が要求されるもうひとつの領域です。通常、経営者は、財務諸表の発行日時点で既の実施されている経営者の対応策による緩和効果(例:財務諸表の発行日前に借り換えた債務からの受取金、現在実施中のコスト削減努力の成果としての現金節約額、現在の顧客受注残高から見込まれる収益等)を検討する必要があります。

しかし経営者は、対応策が問題なく実施される可能性が高い場合、対応策が実施されれば重要な疑義を引き起こす不利な状況が緩和される可能性が高い場合を除き、経営者は、財務諸表の発行日時点で完全に実施されていない対応策(例:まだ借り換えられていない債務、開始されていないコスト削減の取り組み、顧客の注文に至っていないマーケティングの努力等)を考慮してはなりません。

## 要求される開示

.19 開示は、ある状況が重要な疑義を引き起こす場合にのみ要求されます。これは、経営者の対応策によって重要な疑義が低減されているかどうかにかかわらず、当該状況の評価により、重要な疑義を引き起こされない場合には、継続企業の前提の不確実性に関する開示は要求されません。

.20 経営者の対応策を検討した結果、重要な疑義が低減されている場合、企業は、財務諸表利用者が以下のすべてを理解できるような情報を開示（または注記における別の箇所が開示されている同様の情報を参照）しなければなりません。

- 当初に重要な疑義を引き起こした主要な状況
- 企業の債務履行能力に関連する状況の重要性に関する経営者の評価
- 重要な疑義を低減させた経営者の対応策

### PwC の見解

本基準は、経営者の対応策によって重要な疑義が低減されている場合、注記における別の箇所（例：債務に関する注記）の情報を参照することを明確に認めています。例えば、唯一の重大な不利な状況が債務に関する次回の支払期日（翌年度中）である場合や、債務の全額を返済するのに十分な現金を保有してはいないが、それ以外は財政的に健全であり、経営者が支払期日前に債務を借り換える可能性が高いと判断している場合には、こうした参照が適切である可能性があります。

その他の大半の状況においては、現在の状況および重要な疑義を低減させた経営者の対応策に関する適切な背景や状況に係る情報の開示は、注記の中の一か所で行うべきだと考えます。

.21 経営者の対応策の検討を行ったが重要な疑義が低減されていない場合には、開示により投資者がその原因となっている状況を理解できるよう、以下を含めなければなりません。

- 財務諸表の発行日から1年以内に継続企業としての存続能力に重要な疑義があることを示す記載
- 重要な疑義を引き起こす主要な状況
- 企業の債務履行能力に関連した状況の重要性に関する経営者の評価
- 上記の不利な状況の緩和を意図した経営者の対応策

### PwC の見解

重要な疑義が低減されるか否かにかかわらず、注記による開示は、継続企業の前提の不確実性に固有の重大な状況、そうした状況に対する経営者の評価、および経営者の対応策に関する適切な情報に焦点を当てたものでなければなりません。SEC 登録企業は、MD&A を利用して、継続企業の前提の不確実性の潜在的な原因と影響に関する追加の状況を提供することにより、注記による開示を補完し、拡充することができます。

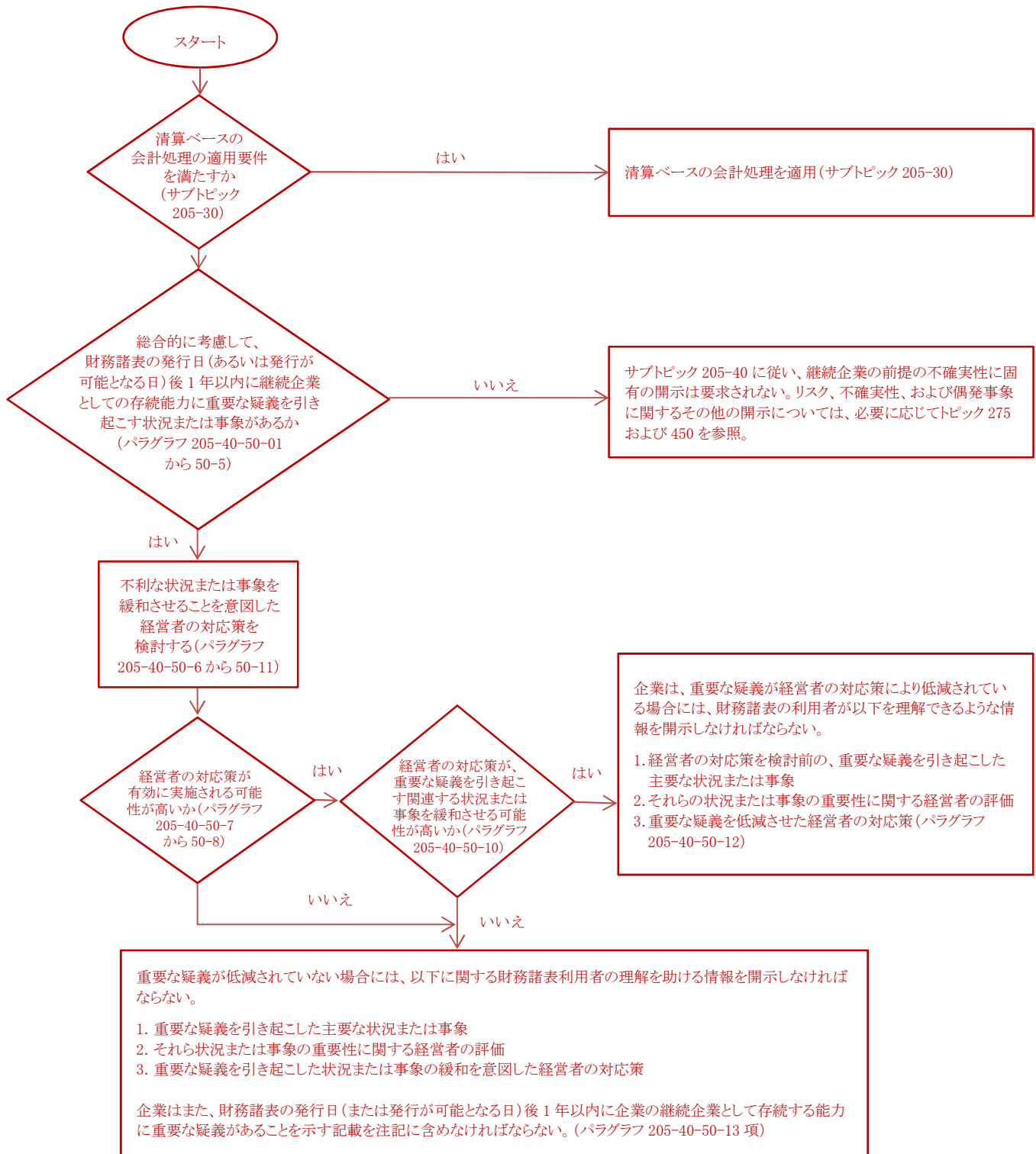
.22 その後の事業年度および期中期間に依然として重要な疑義を引き起こす状況が存在する場合、企業はそれらの期間においても引き続き当該開示を行う必要があります。また企業の財政状況および経営者の対応策に関する追加情報が入手可能となるため、開示はより詳細な内容となるはずですが。企業は、報告期間ごとの状況の変化に関する説明では、適切な状況と連続性を示さなければなりません。また本基準は、（経営者の対応策に関する検討の前後に）重要な疑義がもはや存在しなくなった期間において、関連する状況がどのように解消されたかを開示する必要があるとしています。

## 次のステップ

.23 新基準は、すべての企業に対して、2016年12月15日より後に終了する最初の事業年度(12月決算企業においては2016年12月31日に終了する事業年度)より適用されます。早期適用も認められています。

.24 公開企業会計監視委員会(PCAOB)およびアメリカ公認会計士協会(AICPA)の監査基準審議会(ASB)は、継続企業的前提に関連した既存の監査基準をレビューし、修正を行うためのプロジェクトをそのアジェンダに含めています。PCAOBは、最近の職員監査実務アラートの中で、重要な疑義が存在するか否かの監査人の評価は、関連する事象および状況ならびに監査基準に記載される検討事項に基づく定性的評価であると述べています。したがって、新基準の下で開示は要求されないという判断は、監査報告書の中で説明パラグラフが必要かどうかを結論づけるものではありません。企業と監査人は、基準を最初に適用する前に、この新しい会計基準と監査基準の相互関係について議論しなければなりません。

付録 A: 判断のためのフローチャート<sup>4</sup>



<sup>4</sup>サブトピック 205-40-55-1 より転載。本資料に含まれる FASB の資料(著作権: Financial Accounting Foundation, 401 Merritt 7, Norwalk, CT 06856)は FASB 許可を得て転載しています。



## 付録B: 適用例

関連する状況	経営者の評価結果	不利な状況を緩和するための経営者の対応策	関連する状況は重要な疑義を引き起こしているか	重要な疑義は経営者の対応策によって低減されたか	開示
マイナスの財務トレンド 評価期間内に期限が到来する重大な債務はない 十分な流動性に関する資源(現金および信用枠)	キャッシュ・フローの予測は、企業が評価期間内に債務を履行できることを示している	コスト削減策	いいえ:企業が翌年度内に債務を履行できない可能性は高くないため	該当なし	継続企業の前提に固有の開示は要求されない
マイナスの財務トレンド 評価期間内に期限が到来する重大な債務はない 限定的な流動性リソース(現金および信用枠)	キャッシュ・フローの予測は、企業が評価期間内に現金不足に陥る(および利用可能な信用枠が限度に達する)ことを示している	A部門の売却一対応策は財務諸表の発行日前に取締役会の承認を受けており、当該対応策は評価期間内に以下ようになる可能性が高い: - 対応策が有効に実施される - 対応策が状況を緩和する(すなわち、取引から十分なキャッシュが発生する)	はい:A部門を売却しない限り、企業は翌年度内に債務を履行できない可能性が高いため	はい	状況、経営者の評価、および重要な疑義を低減する経営者の対応策を開示する
プラスの財務トレンド およびプラスの運転資本 翌年度内に重大な債務の期限が到来する 企業は、満期時に、すべての債務を返済する能力を有していない 企業はこれまでに債務を借り換えた経験があり、再び借り換えができないことを示すものはない	借り換えなければ、企業は翌年度内に債務を履行できない 借り換えれば、債務を履行できる	債務の借換え 対応策は実施される可能性が高く、不利な状況を緩和する可能性が高いとみなされている	はい:借り換えなければ、企業は翌年度内に債務を履行できない可能性が高いため	はい	限定的な追加開示:債務に関する注記を参照し、借換え計画について触れる
マイナスの財務トレンド および限定的な流動性 重大な債務が翌年度以内に期限が到来する 企業は満期時にすべての債務を返済する能力を有していない 企業はこれまでに債務を借り換えた経験がない	借り換えなければ、企業は翌年度内に債務を履行できない 借り換えれば、債務を履行できる	債務の借換え マイナスの財務トレンドおよび借換えの経験不足のため、対応策が実施される可能性は高くない	はい:借り換えなければ、企業は翌年度内に債務を履行できない可能性が高いため	いいえ	重要な疑義があることを明示する さらに、状況、経営者の評価、および経営者の対応策を開示する

## お問い合わせ

本資料に関して質問があるPwCのクライアントの方は、担当のエンゲージメント・パートナーまでお問い合わせください。本資料に関して質問があるエンゲージメント・チームは、National Professional Services Groupのリスクマネジメントチームまでお問い合わせください。

© 2014 PwC. All rights reserved. PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors. To access additional content on financial reporting issues, visit [www.cfodirect.pwc.com](http://www.cfodirect.pwc.com), PwC's online resource for financial executives.